

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年7月15日(2010.7.15)

【公開番号】特開2008-304795(P2008-304795A)

【公開日】平成20年12月18日(2008.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-050

【出願番号】特願2007-153121(P2007-153121)

【国際特許分類】

G 02 B 5/08 (2006.01)

G 02 F 1/13357 (2006.01)

F 21 V 7/00 (2006.01)

F 21 V 7/22 (2006.01)

F 21 S 11/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/08 A

G 02 F 1/13357

F 21 V 7/00 5 3 0

F 21 V 7/22 2 0 0

F 21 S 11/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月28日(2010.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基体と、

前記基体上に形成された、銀又は銀を主成分とした銀合金からなる反射層と、

前記反射層上に形成された、青色系の顔料を含有した保護層と

を有することを特徴とする光反射板。

【請求項2】

前記青色系の顔料は、コバルト青、コバルト紫、群青、紺青、フタロシアニンブルー、インダンスレンブルー、セルリアンブルー、或いはプロシア青のいずれか1種であることを特徴とする請求項1記載の光反射板。

【請求項3】

前記反射層を構成する銀又は銀を主成分とした銀合金の結晶サイズが200nm以下であることを特徴とする請求項1又は2のいずれか1項に記載の光反射板。

【請求項4】

前記保護層は、有機樹脂、シリカ、アルミナ、酸化ジルコニア、酸化チタン或いは酸化ハフニウムのいずれか1種に、又はこれらを2種以上含んだ混合物に前記青色系の顔料を含有したものであることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の光反射板。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】光反射板

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、光反射板に関し、より詳しくは、光反射特性に優れた光反射板に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、かかる従来例の問題点に鑑みて創作されたものであり、特定の色に着色されずに太陽光や光源の光の色そのままの反射光を得ることができる光反射板を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

第2の発明は、第1の発明の光反射板に係り、前記青色系の顔料は、コバルト青、コバルト紫、群青、紺青、フタロシアニンブルー、インダンスレンブルー、セルリアンブルー、或いはプロシア青のいずれか1種であることを特徴とし、

第3の発明は、第1又は第2の発明のいずれかの光反射板に係り、前記反射層を構成する銀又は銀を主成分とした銀合金の結晶サイズが200nm以下であることを特徴とし、

第4の発明は、第1乃至第3の発明のいずれか1項の光反射板に係り、前記保護層は、有機樹脂、シリカ、アルミナ、酸化ジルコニアム、酸化チタン或いは酸化ハフニウムのいずれか1種に、又はこれらを2種以上含んだ混合物に前記青色系の顔料を含有したものであることを特徴としている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】